

議案第42号

渋川市ふるさと文化基金条例を次のように制定する。

平成31年2月27日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市ふるさと文化基金条例

(設置)

第1条 本市の文化遺産の保存、伝承及び活用を図るため、渋川市ふるさと文化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、基金の設置目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

本市の文化遺産の保存、伝承及び活用を図るため、渋川市ふるさと文化基金を設置しようとするものである。